

○環境省令第四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第二項及び第六項の規定に基づき、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

環境大臣 大塚 珠代

汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十号中「第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる物質並びに」を「第一条第十三号に掲げる物質及び」に改める。

第五条第十六号ロ「令第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる大気有害物質並びに」を「令第一条第十三号に掲げる大気有害物質及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第 号）附則第二項の規定による許可の申請については、この省令による改正後の汚染土壌処理業に関する省令第二条の規定の例による。